

貸渡自動車約款

第1章／総則 (約款の適用)

①株式会社山商會 (以下「当社」という)、この約款の定めるところにより、貸渡自動車 (以下「レンタカー」という) を借受人へ貸渡するものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定める不事項については、法令上は一般の慣習によるものとします。

②当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に付することがあります。特約した場合には、その特約的約款が優先するものとします。

第2章／予約 (予約の申込み)

①借受人は、レンタカーを借り受けるにあたって、約款及び別に定める料金表等同意の上、予め車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件 (以下「借受条件」とい) を明示して予約の申込みを行うとします。

②当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消し等)

①借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

②借受人が、借受人の運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件 (以下「借受条件」とい) を明示して予約の申込みを行った後、手戻りしなかったときは、予約が取り消されたものとします。③前項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取り消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取り消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

④前項の場合に予約の取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済みの予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより返納金を支払うものもします。

⑤事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の、借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約を取り消されたものとします。この場合、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。
第5条 (貸替レンタカー)
①当社は、借受人から予約があった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないうときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー (以下「代替レンタカー」という) の貸渡しを申し入れることができるものとします。
②借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとします。
③予約された車種クラスの貸渡料より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

④借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しを申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

⑤前項の場合において、第1項の貸渡しを行うことができない原因が、当社の取組すべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消として取り扱います。前項は受領済みの予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより返納金を支払うものとします。

⑥第3項の場合において、第1項の貸渡しを行うことができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第4条 (免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条 (予約業務の代行)

①借受人は、当社に代って予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等 (以下「代行業者」という) において予約の申込みをすることができるものとします。この場合、代行業者は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章／貸渡し

第8条 (貸渡契約の締結)
①借受人は、第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合、又は借受人若しくは運転者が第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

②貸渡契約を締結した場合、借受人は当社第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

③当社は、監督官庁の基本通達に基づき、貸渡簿 (貸渡原簿) 及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者 (以下「運転者」という) の運転免許の提示を求め、及びその写しを提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転権者であると自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは、運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。
④当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることができます。

⑤当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に貸渡料金を連絡するための携帯電話番号の告知を求め、及び提示を求めます。
⑥当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、現金若しくは銀行振込による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

①借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許の提示がないとき。

(2) 酒類を帯びていると認められるとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中絶症状等を受けていると認められるとき。

(4) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。

(5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他反社会的組織に属している者であると認められるとき。

(6) 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒否することができるものとします。

(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約の締結者とは異なること。
(2) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞った事実があること。
(3) 過去の貸渡し (他のレンタカー事業者の貸渡しを含む) において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる事実があったとき。
(4) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料額又は保険料の取返により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
(5) 別に明示する条件を満たしていないとき。

⑦前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人が予約取り消しの請求を受けたときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条 (貸渡契約の成立等)

①貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済みの予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

②前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条 (貸渡料金)

①貸渡料金は、以下の料金の合計額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

- 基本料金
- 特別装備料
- ワンウェイ料金
- 燃料代
- 配付取料
- その他の料金

②基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局陸運支局長に届出を行う場合に適用される料金によるものとします。
③第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第12条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします。

②当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条 (点検整備及び確認)

①当社は、道路運送車両法第47条の2 (日常点検整備) 及び道路運送車両法第48条 (定期点検整備) に定める点検をし、必要な整備を実施しレンタカーを貸し渡すものとします。

②借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること、車体外観及び付属品等に整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

③当社は、前項の確認によって、レンタカーの整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条 (貸渡料金の引渡等)

①当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局陸運支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

②借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

③借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に報告するものとします。

④借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章／使用

第15条 (管理責任)
借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間 (以下「使用中」という)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用前にレンタカーについて、毎日使用前に道路運送車両法第47条の2 (日常点検整備) に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- 前項の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運転事業又はこれに類する目的に使用すること。
- レンタカーを前項の用途以外に使用し、又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の人に運転させること。
- レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (1) 前項の承諾を受けることなく、レンタカーを各種サービス若しくは競売に使用し、又はレンタカーの差引若しくは後押しに使用すること。
- (2) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険料加入すること。
- レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (1) の他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条 (返還時点)

①借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに期間に間に合う運転証を提示したときは、借受人又は運転者は自ら運転証に係る返納金を納付し、及び駐車場に戻りレンタカー移動、保管などの整備費用を負担するものとします。

②当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時は当社の指示する時まで受け入れ警察署に出頭し返戻しを完了するものとし、借受人又は運転者からこれに従うものとします。なお当社は、レンタカーが警察により移動した場合において、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

③借受人が前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理できない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人は運転者に対し、放置駐車違反による事実及び警察署等に出席し、違反者として法律上の措置に際しこうを自認する所定文書 (以下「自認書」とい) により自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
④当社が当社名義を認めない場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により、運転権者に対する放置駐車違反の責任を追究するための必要の協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める非明書及び非記録並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

⑤当社が道路交通法第51条の4第1項の放置駐車反納付命令を受け放置返金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探査及びレンタカーの引渡しに際しては、費用を負担した場合には、借受人又は運転者は当社に対して放置返金相当額及び当社が負担した費用に於いて賠償する責任を負うものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社に対して、借受人又は運転者が放置返金相当額を当社に支払った場合において、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放置返金の返付を受けたときは、当社が受け取った放置返金相当額を借受人又は運転者に返還します。

⑥当社が前項の放置駐車反納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社の指定する期日までに前項の請求額を支払わないときは、当社は任意団体に全国レンタカー協会に対し、放置駐車違反関係費用未払報告をする等の措置をとるものとします。

第5章／返還

①借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

②借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に発生した一切の損害を賠償するものとします。

③借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力又は借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当前に生ずる損害についての責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条 (返還時の確認等)

①借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所等を除き、引渡しの状態に返還するものとします。

②借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者が関係者の財物等があることを確認して返還するものとし、当社は、レンタカー返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条 (借受期間変更時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条 (返還場所等)

①借受人又は運転者は、第12条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返送のための費用を負担するものとします。

②借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく、所定の返還場所以外の場所レンタカーを返還したときは、返還場所変更返還料金を支払うものとします。

返還場所変更返還料 = 返還場所変更費用 + 必要となる返送のための費用 × 300%

第23条 (不返還となった場合の措置)

①当社は、借受人又は運転者が借受期間を満了したにもかかわらず、所定の返還場所レンタカーの返還をせず、且つ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等理由により不返還になったと認められるときは、刑事事件を行う等の法の措置をとると共に、任意団体に全国レンタカー協会に対して、不返還被告報告をするものとし、任意団体に全国レンタカー協会システムに登録する等の措置をとるものとします。

②当社は、前項に該当することとなったときは、借受人の所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開示や調査や車両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとします。
③第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の規定により当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの取収及び借受人又は運転者の探査に要した費用を負担するものとします。

第6章／故障、事故、盗難時の措置

第24条 (故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条 (事故発生時の措置)

①借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず必ず直上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2) 前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた措置を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に關し、借受人及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を選択なく提出すること。

(4) 事故に關して、借受人は、相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の同意を得なければならないものとする。

②借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

③当社は、借受人又は運転者のため、事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条 (盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄りの警察署に連絡すること。

(2) 盗難、その他の被害に關し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、書類等を選択なく提出すること。

第27条 (使用不能による貸渡契約の終了)

①使用中において故障、事故、盗難その他の事由 (以下「事故等」とい) によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

②借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの取り及び修理等にする費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

③故障等が貸渡し前に存在した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

④借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けたいときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないことも同様とします。

⑤故障等が借受人、運転者及び当社のいずれのものにも帰すべき事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を貸し、貸しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

⑥借受人及び運転者は本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について、当社に対し本案に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章／賠償及び補償

第28条 (賠償責任の範囲)

①借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責任に帰すべき事由による場合は除きます。

②前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責を負うべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社そのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めることによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第29条 (保険及び補償)

①借受人又は運転者は、第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社定める補償制度により、次の限られた範囲内の保険金又は補償金が支払われます。

(1) 対人補償：無制限

(2) 対物補償：無制限 (免責金額 5万円)

(3) 車両補償：時価額 (免責金額 10万円)

(4) 人身傷害補償：3,000万円 (1名限回復)

②保険料額又は補償制度の発生事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
③保険金又は補償金支払われたい損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

④当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

⑤第1項に定める損害賠償制度の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、第11条第1項の貸渡料金に含まます。

第8章／貸渡契約の解除

第30条 (貸渡契約の解除)

①借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告等を経ずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。
③1条 (中途解除)

①借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次に定める解除手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

②借受人は、50% (貸渡料金を払うときは、次の解除手数料を当社に支払うもの) とします。

解約手数料 = ((貸渡料額) に対応する基本料金) – (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)) × 50%

第9章／個人情報

第32条 (個人情報利用の目的)

①当社は、借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を得た事業等として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。

(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告の送付、電子メールの送付等の方法により案内するため。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者の信用調査、本人確認及びサービスの提供を行うため。

(4) 借受人及びサービス及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 借受人又は運転者を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

②第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示しに行います。

第33条 (個人情報の登録及び利用の同意)

借受人又は運転者は、第18条第6項又は第23条第1項のいずれかに該当することとなった場合においては、借受人又は運転者の氏名、住所等を含む個人情報(任意団体に全国レンタカー協会に7年間を超えた期間登録されること並びにその情報が任意団体に全国レンタカー協会及び加盟運賃料レンタカー協会とこの会員事業者に利用されることに同意するものとします。

第10章／租則

第34条 (連帯保証人)

①連帯保証人は、本契約に基づき借受人及び運転者の当社に対する一切の債務 (第13条に基づき借受人の負担する修理費等を含む) を保証し、かつ相互に連帯して借受人及び運転者と共に債務履行の責を負うものとします。

②当社は必要と認めるときは、借受人に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、借受人は直ちに、当社が適当と認め連帯保証人を立てるものとします。

③連帯保証人は、当社が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務全額の支払いを請求されても異議ないものとします。

④連帯保証人は、当社がその都合において他の保証、もしくは担保を変更、解除して免責の主張および損害賠償の請求をしないものとします。

⑤連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、順位によって貸渡人から権利を取得した場合でも、当社の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権行使できないものとします。

第35条 (保証)

①当社は、この約款に基づき借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとします。

第36条 (消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課せられる消費税 (地方消費税を含む) を当社に対して支払うものとします。

第37条 (遅延損害金)

借受人又は運転者は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率 14.6% の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条 (代理貸渡事業者)

当社と関わっている他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合 (当該事業者を「代理貸渡事業者」という) には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。ただし、第13条、第14条、第24条乃至第26条 (ただし、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合は、当社及び代理貸渡事業者と) 第19条に関する事項を除くものとします。

第39条 (細則)

① 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

② 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合は、同様に掲示するものとします。

第40条 (公益通報者保護法)

① 本約款に定められた義務及び債務について紛争が生じたときは、当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所、または簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本約款は、平成 29年 5月 1日から施行します。